# 計議第314号議案参考資料

計議第314号議案 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 地区計画の変更(京都市決定) (西京桂坂地区計画)

P.1 計議第314号議案 理由説明書

次 P.2 計議第314号議案 新旧対照表

#### 理由説明書

西京桂坂地区計画の区域は、西京区の西山丘陵に位置する大規模な住宅開発が行われてきた区域で、周辺の自然環境と調和のとれた計画的で良好な居住環境の形成・誘導を図ることを目的として、昭和61年に開発区域全域を地区計画の区域として定め、具体的な規制の内容を定める地区整備計画については、住宅地の整備や建築協定の更新に伴い、順次追加決定を行ってきたところである。

本都市計画は、桂坂にれのき北地区及び桂坂にれのき南地区において、 平成30年6月の住宅宿泊事業法の施行を踏まえ、建築物等の用途の制限 について新たに対象用途を追加することにより、用途の混在を防止し、 引き続き、良好な居住環境の形成・誘導を図るものである。

## 地区計画の変更(京都市決定)

#### 都市計画西京桂坂地区計画を次のように変更する。

※\_\_\_\_で示す箇所が変更箇所

HILLIAN H	丁画四尔任圾地区訂画	20000000000000000000000000000000000000
	名 称	西京桂坂地区計画
	位 置	京都市西京区御陵大枝山町一丁目,御陵大枝山町二丁目,御陵大枝山町三丁目,御陵大枝山町四丁目,御陵大枝山町五丁目,御陵大枝山町六丁目,御陵峰ケ堂町三丁目,大枝北沓掛町二丁目及び大枝北沓掛町六丁目の各全部京都市西京区御陵峰ケ堂,御陵峰ケ堂町一丁目,御陵峰ケ堂町二丁目,大枝北沓掛町一丁目,大枝北沓掛町三丁目,大枝北沓掛町四丁目,大枝北沓掛町五丁目,大枝北沓掛町七丁目及び大枝中山町の各一部
	面 積	約 142.9~クタール (桂坂地区 約 114.0~クタール, 西桂坂地区 約 20.3~クタール, 東桂坂地区 約 8.6~クタール)
	地区計画の目標 土地利用の方針	当地区は、西京区の西山丘陵に位置し、現在、広域機能をあわせもつ良好な住宅地として、住宅団地の開発が進められている。周辺の自然環境と調和のとれた計画的で良好な居住環境の形成・誘導を図る。 低層の住宅地を主体とした土地利用を図るとともに、地区内外の利便に供し、かつ、
	上,460个リ/用 ♥ノノJ Ψ	環境の魅力を高める公共公益施設等を配置する。
区域の	地区施設の整備方針	地区内には、幹線道路、補助幹線道路及び近隣公園を整備し、区画道路、児童公園については、コミュニティの形成を考慮して適正な配置を行い、整備を図る。
整備・開発及び保全に関する方針	建築物等の整備方針	桂坂地区

# (旧) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)

## 地区計画の変更(京都市決定)

都市計画西京桂坂地区計画を次のように変更する。

※\_\_\_\_で示す箇所が変更箇所

名 称	西京桂坂地区計画
位  置	京都市西京区御陵大枝山町一丁目,御陵大枝山町二丁目,御陵大枝山町三丁目,御陵大枝山町四丁目,御陵大枝山町五丁目,御陵大枝山町六丁目,御陵峰ケ堂町三丁目,大枝北沓掛町二丁目及び大枝北沓掛町六丁目の各全部京都市西京区御陵峰ケ堂,御陵峰ケ堂町一丁目,御陵峰ケ堂町二丁目,大枝北沓掛町一丁目,大枝北沓掛町三丁目,大枝北沓掛町四丁目,大枝北沓掛町五丁目,大枝北沓掛町七丁目及び大枝中山町の各一部
面 積	約 142.9~クタール (桂坂地区 約 114.0~クタール, 西桂坂地区 約 20.3~クタール, 東桂坂地区 約 8.6~クタール)
地区計画の目標	当地区は、西京区の西山丘陵に位置し、現在、広域機能をあわせもつ良好な住宅地として、住宅団地の開発が進められている。周辺の自然環境と調和のとれた計画的で良好な居住環境の形成・誘導を図る。 低層の住宅地を主体とした土地利用を図るとともに、地区内外の利便に供し、かつ、
I	環境の魅力を高める公共公益施設等を配置する。
地区施設の整備方針建築物等の整備方針建築物等の整備方針	地区内には、幹線道路、補助幹線道路及び近隣公園を整備し、区画道路、児童公園については、コミュニティの形成を考慮して適正な配置を行い、整備を図る。 桂坂地区 1 住宅地区 低層住宅地として良好な居住環境を形成・誘導するため、用途の混在を防止し、適正な区画規模のもとに壁面後退等により空地を確保して緑化を図る。 2 コミュニティ道路地区 コミュニティ道路の整備を踏まえ、住宅地区の居住環境と調和を図りつつ、生活利便施設の誘導を図る。 3 センター地区 住宅地区の居住環境と調和を図りつつ、憩いと潤いの場を備えた商業・業務等の施設により魅力ある街区の形成を誘導する。 4 学術研究地区 住宅地区と調和し、環境魅力を高める学術・研究施設の整備を図る。 西桂坂地区 1 住宅地区 低層住宅地として良好な居住環境の形成・誘導を図る。 2 サブセンター及び福祉地区 住宅地区の居住環境と調和を図りつつ、商業及び福祉等の施設の機能が維持できるよう街区の形成を誘導する。 東桂坂地区 低層住宅地として良好な居住環境の形成・誘導を図る。

## 桂坂地区

	又地区			
		地区の	区分の名称	桂坂かえで地区
		区分	区分の面積	約 14.5~クタール
		建多	築物等の	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。
		用;	金の制限	1 一戸建専用住宅
				2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。)
				3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条
				の4に規定する公益上必要な建築物
				4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の
				5に定めるものを除く。)
		建築	物の敷地面	160平方メートル
		積₫	最低限度	100   7577. 177
	建	地区の	区分の名称	桂坂さつき東地区
地	築物	区分	区分の面積	約 2.7~クタール
区	等	建築物等の		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。
整	に	用途の制限		1 一戸建専用住宅
備	関			2 集会所
計	す			3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条
画	る			の4に規定する公益上必要な建築物
	事			4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の 5に定めるものを除く。)
	項			ひにためのものである。)
		建築物の敷地面		330平方メートル
		積€	最低限度	330 - 737. 194
		地区の	区分の名称	桂坂さつき西地区
		区分	区分の面積	約 4.8ヘクタール
				次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。
				1 一戸建専用住宅
		建金	築物等の	2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。)
			金の制限	3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条
				の4に規定する公益上必要な建築物
				4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の 5に定めるものを除く。)
		建築	物の敷地面	
			最低限度	160平方メートル

## 桂坂地区

11.//	〈地区			
		地区の	区分の名称	桂坂かえで地区
		区分	区分の面積	約 14.5~クタール
		建多	た物等の	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。
		用追	金の制限	1 一戸建専用住宅
				2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。)
				3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条
				の4に規定する公益上必要な建築物
				4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の
				5に定めるものを除く。)
				01=7=75 00.5 = 171 (0)
		建築物の敷地面		160平方メートル
		積の	最低限度	100+11/
		地区	区分の名称	桂坂さつき東地区
	建	の	E27 424010.	社がとって水池と
	築	区分	区分の面積	約 2.7~クタール
地	物	建生	た物等の	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。
区	等	用途の制限		1 一戸建専用住宅
整	に	用 处 少 inj ix		2 集会所
備	関			2 果玄// 3 巡査派出所, 公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条
計	す			の4に規定する公益上必要な建築物
画	る			4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の
	事			4 刊行方に拘ける建築物に附属する建築物(建築盔単伝施刊 T 第130米の 5に定めるものを除く。)
	項			いにためのもとなる。)
		建築物の敷地面 積の最低限度		000 T + 1 1 2
				330平方メートル
		地区	区分の名称	桂坂さつき西地区
		Ø		
		区分	区分の面積	約 4.8~クタール
				次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。
				1 一戸建専用住宅
		建等	た物等の	2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。)
			金の制限	3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条
		.,,		の4に規定する公益上必要な建築物
				4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の
				5に定めるものを除く。)
			物の敷地面	160平方メートル
		積の	最低限度	

	地区の	区分の名称	桂坂にれのき北地区
	区分	区分の面積	約 7.3~クタール
建築物	用	築物等の途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅(住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供するものを除く。) 2 診療所(住宅(住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供するものを除く。)を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
区等を	建	築物の敷地面 の最低限度	160平方メートル
備関	_	区分の名称	桂坂くすのき東地区
画る事	区分	区分の面積	約 6.9~クタール
項	.   建	築物等の途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所, 公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		築物の敷地面 の最低限度	160平方メートル
	地区の	区分の名称	桂坂くすのき中地区
	区分	区分の面積	約 2.0~クタール
		築物等の途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		築物の敷地面 の最 低 限 度	160平方メートル

		地区の	区分の名称	桂坂にれのき北地区
		区分	区分の面積	約 7.3~クタール
	-	建多	築物等の	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。
		用i	金の制限	1 一戸建専用住宅
				2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。)
				3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条 の4に規定する公益上必要な建築物
	建			4 集会所
	築			5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の
地	物		at Nat	5に定めるものを除く。)
区整	等 に		物の敷地面 ) 最 低 限 度	160平方メートル
備計	関す	地区の	区分の名称	桂坂くすのき東地区
画	る	区分	区分の面積	約 6.9~クタール
	事 項	建多	築物等の	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。
		用途の制限		1 一戸建専用住宅
				<ul><li>2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。)</li><li>3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条</li></ul>
				の4に規定する公益上必要な建築物
				4 集会所
				5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の
				5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面 積の最低限度		160平方メートル
	•	地区の	区分の名称	桂坂くすのき中地区
		区分	区分の面積	約 2.0~クタール
	-	建多	薬物等の	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。
			金の制限	1 一戸建専用住宅
				2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。)
				3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条
				の4に規定する公益上必要な建築物
				4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の 5に定めるものを除く。)
			物の敷地面)最低限度	160平方メートル

	1		Г	
		地区の	区分の名称	桂坂つばき東地区
		区分	区分の面積	約 1.7~クタール
		建多	築物等の	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。
		用;	金の制限	1 一戸建専用住宅
				2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。)
				3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条
				の4に規定する公益上必要な建築物
				4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の
	建			5に定めるものを除く。)
	築	建築	物の敷地面	
地	物等	積の	最低限度	140平方メートル
区整	寺に	地区	区分の名称	桂坂ひいらぎ中地区
備	関	の	E27 ->- E17	
計	す	区分	区分の面積	約 0.7~クタール
画	る 事	建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。
				1 一戸建専用住宅
	項			2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。)
				3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条
				の4に規定する公益上必要な建築物
				4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の
				5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面		14077+1 12
		積の最低限度		140平方メートル
		地区の	区分の名称	桂坂つばき西地区
		区分	区分の面積	約 7.2~クタール
		建多	築物等の	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。
		用;	金の制限	1 一戸建専用住宅
				2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。)
				3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条
				の4に規定する公益上必要な建築物
				4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の
				5に定めるものを除く。)
		建築	物の敷地面	160平方メートル
		積の最低限度		100 T // 1//

	建	地区の	区分の名称	桂坂つばき東地区
		区分	区分の面積	約 1.7~クタール
			薬物等の途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
地区	築物等		等物の敷地面 分最低限度	140平方メートル
区整備	寺に関	地区の	区分の名称	桂坂ひいらぎ中地区
計	す	区分	区分の面積	約 0.7~クタール
画	る事項		築物等の 途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面 積の最低限度		140平方メートル
		地区の	区分の名称	桂坂つばき西地区
		区分	区分の面積	約 7.2~クタール
			築物等の途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
			物の敷地面 )最低限度	160平方メートル

		地区	区分の名称	桂坂あすなろ地区
		の区分	区分の面積	約 5.4~クタール
		建築物の割 限 用途の制限 建築物の敷地面 積の最低限度		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
地	建築			160平方メートル
区整	物等	地区の	区分の名称	桂坂くすのき西地区
備計	に関	区分	区分の面積	約 0.4~クタール
画	する事項	建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面 積の最低限度		140平方メートル
		地区の	区分の名称	桂坂季美が丘地区
		区分	区分の面積	約 2.4~クタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
			等物の敷地面 分最低限度	140平方メートル

		地区の	区分の名称	桂坂あすなろ地区
		区分	区分の面積	約 5.4~クタール
			楽物等の金の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
地	建築		物の敷地面 分最低限度	160平方メートル
区整	物等	地区の	区分の名称	桂坂くすのき西地区
備計	に 関	区分	区分の面積	約 0.4~クタール
画	する事項		築物等の 途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面 積の最低限度		140平方メートル
		地区の	区分の名称	桂坂季美が丘地区
		区分	区分の面積	約 2.4~クタール
			築物等の金の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
			物の敷地面の最低限度	140平方メートル

		地区の	区分の名称	桂坂もくれん東地区
		区分	区分の面積	約 3.4~クタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
lile	建築	建築物の敷地面 積の最低限度		160平方メートル
地区	物等	地区の	区分の名称	桂坂もくれん西地区
整備	に関	区分	区分の面積	約 2.7~クタール
計画	する事項	建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面 積の最低限度		170平方メートル
		地区の	区分の名称	桂坂くすのき北地区
		区分	区分の面積	約 0.5~クタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
			物の敷地面 ) 最低限度	330平方メートル

		地区の	区分の名称	桂坂もくれん東地区
		区分	区分の面積	約 3.4~クタール
	Z=h	建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
IIIe	建築		等物の敷地面 の最低限度	160平方メートル
地区	物等	地区の	区分の名称	桂坂もくれん西地区
整備	に関	区分	区分の面積	約 2.7~クタール
計画	する事項		築物等の途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所, 公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面 積の最低限度		170平方メートル
		地区の	区分の名称	桂坂くすのき北地区
		区分	区分の面積	約 0.5~クタール
		-	築物等の途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
			等物の敷地面 の最低限度	330平方メートル

		地区の	区分の名称	桂坂ひいらぎ南地区
		区分	区分の面積	約 3.6~クタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 保育所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面 積の最低限度		160平方メートル
	7	地区の	区分の名称	桂坂ひいらぎ北地区
趸	建	区分	区分の面積	約 3.8ヘクタール
地区整備計画	築物等に関する	建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
	事		物の敷地面 最低限度	160平方メートル
	;	地区の	区分の名称	桂坂にれのき南地区
		区分	区分の面積	約 2.8ヘクタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅(住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供するものを除く。) 2 診療所(住宅(住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供するものを除く。)を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
			物の敷地面 ) 最低限度	160平方メートル

		地区の	区分の名称	桂坂ひいらぎ南地区
		区分	区分の面積	約 3.6~クタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 保育所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
			物の敷地面 ) 最低限度	160平方メートル
		地区の	区分の名称	桂坂ひいらぎ北地区
	建	区分	区分の面積	約 3.8~クタール
地区整備計画	築物等に関する		築物等の金の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
	事項		物の敷地面 分最低限度	160平方メートル
		地区の	区分の名称	桂坂にれのき南地区
		区分	区分の面積	約 2.8~クタール
			築物等の 金の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅
				2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。)
				<ul><li>3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物</li><li>4 集会所</li><li>5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)</li></ul>
			物の敷地面の最低限度	160平方メートル

		地区	区分の名称	桂坂第24地区
		区分	区分の面積	約 3.8~クタール
地区整備計画	建築物等に関す	用 3	整物等の 金の制限 D位置の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。) 建築物の外壁の面から,敷地の境界線までの距離の最低限度は,道路の境界線あっては1.5メートル,隣地の境界線にあっては1.2メートルとする。ただし,敷地境界線までの距離の限度に満たない距離にある1若しくは2以上の建築物又はその部分で,次のいずれかに該当するものについては,この限りではない。ア 地階で地盤面上1メートル以下のものイ 自動車車庫の用途に供し,地盤面からの高さが3メートル以下で,かつ,外壁を有しないものウ 物置の用途に供し,地盤面からの高さが3メートル以下で,かつ,床面積の
	事項	建築物の敷地面 積の最低限度		合計が5平方メートル以内であるもの 150平方メートル
		地区の	区分の名称	桂坂けやき東地区
		区分	区分の面積	約 1.9~クタール
			を物等の 金の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 3 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
			物の敷地面 最低限度	420平方メートル

		地区	区分の名称	桂坂第24地区
		区分	区分の面積	約 3.8ヘクタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
地区整備計画	建築物等に関する事	壁面の	)位置の制限	建築物の外壁の面から、敷地の境界線までの距離の最低限度は、道路の境界線あっては1.5メートル、隣地の境界線にあっては1.2メートルとする。ただし、敷地境界線までの距離の限度に満たない距離にある1若しくは2以上の建築物又はその部分で、次のいずれかに該当するものについては、この限りではない。ア地階で地盤面上1メートル以下のものイ自動車車庫の用途に供し、地盤面からの高さが3メートル以下で、かつ、外壁を有しないものウ物置の用途に供し、地盤面からの高さが3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの
	項	建築物の敷地面 積の最低限度		150平方メートル
		地区	区分の名称	桂坂けやき東地区
		の区分	区分の面積	約 1.9~クタール
			き物等の 金の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 3 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
			物の敷地面最低限度	420平方メートル

		地区の	区分の名称	桂坂けやき中地区
		区分	区分の面積	約 2.0ヘクタール
			という 等の金の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の 4に規定する公益上必要な建築物
				3 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に 定めるものを除く。)
			物の敷地面 最低限度	330平方メートル
		地区の	区分の名称	桂坂けやき西地区
地	建築	区分	区分の面積	約 4.2~クタール
区整備計画	物等に関	-	整物等の金の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物
Щ	する事項			4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に 定めるものを除く。)
			物の敷地面 最低限度	180平方メートル
		地区の	区分の名称	桂坂さつき北第1地区
		区分	区分の面積	約 0.4~クタール
			整物等の金の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。  1 一戸建専用住宅  2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。)  3 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物  4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
			物の敷地面 最低限度	230平方メートル

		地区の	区分の名称	桂坂けやき中地区
		区分	区分の面積	約 2.0~クタール
			察物等の金の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 3 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
			物の敷地面 最低限度	330平方メートル
		地区の	区分の名称	桂坂けやき西地区
地	建築	区分	区分の面積	約 4.2ヘクタール
区整備計画	物等に関する事		察物等の金の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。  1 一戸建専用住宅  2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。)  3 巡査派出所, 公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物  4 集会所  5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
	項		物の敷地面 最低限度	180平方メートル
		地区	区分の名称	桂坂さつき北第1地区
		区分	区分の面積	約 0.4~クタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所, 公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
			物の敷地面最低限度	230平方メートル

	建	地区の	区分の名称	桂坂さつき北第2地区
地区	築物	区分	区分の面積	約 0.6~クタール
整	等	建多	築物等の	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。
備	に	用追	金の制限	1 一戸建専用住宅
計	関			   2 巡査派出所, 公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の
画	す			4に規定する公益上必要な建築物
	る			   3 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に
	事			定めるものを除く。)
	項	建築物の敷地面 積の最低限度		135平方メートル

	建	地区の	区分の名称	桂坂さつき北第2地区
地区	築物	区分	区分の面積	約 0.6~クタール
整	等	建多	築物等の	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。
備	に	用追	金の制限	1 一戸建専用住宅
計	関			   2 巡査派出所, 公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の
画	す			4に規定する公益上必要な建築物
	る			3 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に
	事			定めるものを除く。)
	項		物の敷地面 最低限度	135平方メートル

				桂坂センター	·地区				
		地区の	区分の名称	A 地区	B 地区	C 地区	D 地区	E地区	
		区分	区分の面積	約 1.9~ク タール	約 1.3~クタ ール	約 0.7~クタ ール	約 0.1~クタ ール	約 0.3~クタ ール	
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 工場(建築基準法施行令第130条の6に定めるものを除く。) 2 畜舎 3 自動車教習所 4 倉庫業を営む倉庫					
地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面6	の位置の制限	建築大の外に面大 核線をでした。 というでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、 はい	壁代か緯び7離はす 壁代か経御及自で低い集又わら101道寒最メ。築はる市線で歩の限と物に柱道号御で低ト物に柱道号御で低ト物に在道場とする中線とのれの大線陵の限ルのれの御市号御線のメ外に面枝及経距度と 外に面陵道線陵ま最一	建築代から、号ので低いない。 という はは は は は は ない のの は のの は のの は のの は のの は	建築物では、大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	建築代か枝線 経市 101 御及は 101 御及は 101 御及は 101 御及は 101 御及は 101 御及は 101 で低 101 で	
		-	物の敷地面 最低限度	6,000平方 メートル	150平方メート	150平方メート	150平方メート	150平方メートル	
			版 等 の 高 最 高 限 度	15メートル	15メートル	12メートル	12メートル	15メートル	

				桂坂センター	-地区				
		地区の	区分の名称	A 地区	B 地区	C 地区	D 地区	E地区	
		区分	区分の面積	約 1.9~ク タール	約 1.3~クタ ール	約 0.7~クタ ール	約 0.1~クタ ール	約 0.3~クタ ール	
		建築物等の 用途の制限 壁面の位置の制限		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 工場(建築基準法施行令第130条の6に定めるものを除く。) 2 畜舎 3 自動車教習所 4 倉庫業を営む倉庫 建築物の外 建築物の外 建築物の外 建築物の外					
地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の	D位置の制限	建築大の大きでは、大きのでは、はないは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	建代か緯び7離はす 壁代か経御及自で低いないは101道線最メ。築はる市8をで歩の限がのれの大線陵の限ルのれの抽造場が12をで低いといい。 いんのは のは のれの はいとり かい のれの はい のれの 御市号御線の メータ に面枝及経距度と 外に面陵道線陵ま最一	建築代から、号ので低いないののでは、日本のでは、日本のででは、日本のででは、日本のではは、日本のではは、日本のではは、日本のではは、日本のではは、日本のではは、日本のではは、日本のではは、日本のではは、日本のではは、日本のではは、日本のではは、日本のではは、日本のではは、日	建築物の外に では とする に で で で で で で で で で で で で で で で で で で	建築代か枝線経市3号離とする。 はは一次では、101御及緯で低いた。 はいでは、101御及緯で低いた。 はいでは、101のでは、	
			物の敷地面 最低限度	6,000平方メ ートル	150平方メート	150平方メート	150平方メート	150平方メートル	
			物等の高最高限度	15メートル	15メートル	12メートル	12メートル	15メートル	

		地区の	区分の名称	桂坂ひいらぎ石畳通地区
		区分	区分の面積	約 1.6~クタール
			き物等の	建築基準法別表第2(ろ)項第2号に掲げる建築物(住宅の用途を兼ねるものを
		用该	金の制限	除く。)は建築してはならない。
		壁面の	の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、市道御陵緯7号線までの距離の最
				低限度は1メートルとする。
			物の敷地面	150平方メートル
			最低限度	
		地区の	区分の名称	桂坂つばき石畳通A地区
		区分	区分の面積	約 1.4~クタール
		建築	いい いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん ちゅうしん ちゅうしん しゅう	建築基準法別表第2(ろ)項第2号に掲げる建築物(住宅の用途を兼ねるものを
			金の制限	除く。)は建築してはならない。
		壁面の	の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、市道御陵緯7号線までの距離の最
	建	7-1- 6-6-	ut - At tut	低限度は1メートルとする。
	築	建築物の敷地面		150平方メートル
地	物		最低限度	
区	等	地区の	区分の名称	桂坂つばき石畳通B地区
整備	に 関	区分	区分の面積	約 0.2~クタール
計	す	陰毒の	は異の判団	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から,市道御陵自歩14号線までの距離
画	る	壁面の位置の制限		の最低限度は1メートルとする。
	事項	建築物の敷地面 積の最低限度		150平方メートル
	,		取似 恢 及	
		地区の	区分の名称	桂坂学術研究地区
		区分	区分の面積	約 3. 2ヘクタール
		建築物等の		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。
		用资	金の制限	1 大学
				2 共同住宅,寄宿舎
				3 前各号に掲げる建築物に附属する建築物
			を物の容積	10分の8
			最高限度	
			物の建ぺい )最高限度	10分の5
			の の位置の制限 の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界までの距離は2メートル以
		<b>土</b> 四°		上でなければならない。ただし、守衛所、自転車置場その他これらに類するもので
				階数が1のものはこの限りではない。
				桂坂季美が丘地区において,建築基準法第86条第1項若しくは第2項又は第8
				6条の2第1項の規定による認定を受けたものについては、建築物の敷地面積は、
	備考			建築物の専有部分の敷地面積に車庫等の専用部分の敷地面積及び通路等の共
				用部分の面積に当該建築物の所有者に係る当該共用部分の持分を乗じて得たも
				のを加えた面積とする。

-			1	
		地区の	区分の名称	桂坂ひいらぎ石畳通地区
		区分	区分の面積	約 1.6~クタール
	•	建築物等の		建築基準法別表第2(ろ)項第2号に掲げる建築物(住宅の用途を兼ねるものを
		用追	金の制限	除く。)は建築してはならない。
		壁面の	の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から,市道御陵緯7号線までの距離の最
	-			低限度は1メートルとする。
	-		物の敷地面 最低限度	150平方メートル
		地区の	区分の名称	桂坂つばき石畳通A地区
		区分	区分の面積	約 1.4~クタール
		建築	整物等の	建築基準法別表第2(ろ)項第2号に掲げる建築物(住宅の用途を兼ねるものを
		用设	金の制限	除く。)は建築してはならない。
		壁面の	の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から,市道御陵緯7号線までの距離の最
	建			低限度は1メートルとする。
地	築物	建築物の敷地面 積の最低限度		150平方メートル
区	等	地区	区分の名称	桂坂つばき石畳通B地区
整備	に 関	の 区分	区分の面積	約 0.2~クタール
計画	する	壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、市道御陵自歩14号線までの距離 の最低限度は1メートルとする。
	事項		物の敷地面 最低限度	150平方メートル
	-	地区	区分の名称	桂坂学術研究地区
		の 区分	区分の面積	約 3.2~クタール
		建築物等の		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。
		用设	金の制 限	1 大学
				2 共同住宅, 寄宿舎
				3 前各号に掲げる建築物に附属する建築物
	-		英物の容積 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	10分の8
	-		物の建ぺい	
			最高限度	10分の5
	Ī	壁面の	の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界までの距離は2メートル以
				上でなければならない。ただし,守衛所,自転車置場その他これらに類するもので
				階数が1のものはこの限りではない。
i e	•			桂坂季美が丘地区において,建築基準法第86条第1項若しくは第2項又は第8
				6条の2第1項の規定による認定を受けたものについては,建築物の敷地面積は,
	備 考			建築物の専有部分の敷地面積に車庫等の専用部分の敷地面積及び通路等の共
				用部分の面積に当該建築物の所有者に係る当該共用部分の持分を乗じて得たも
				のを加えた面積とする。
				* * * * * * * * * * * * * * * * * * *

## 西桂坂地区

	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	桂坂しらかば地区
			区分の面積	約 5. 4~クタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅, 二戸建専用住宅 2 建築基準法施行令第130条の3の各号に定める兼用住宅 3 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 4 巡査派出所, 公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 5 集会所 6 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
地		建築物の敷地面 積の最低限度		110平方メートル(ただし,二戸建専用住宅については一戸当たり110平方メートル)
区整		地区の	区分の名称	桂坂あかしあ地区
備		区分	区分の面積	約 3.9ヘクタール
計画		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅, 二戸建専用住宅 2 建築基準法施行令第130条の3の各号に定める兼用住宅 3 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 4 巡査派出所, 公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 5 集会所 6 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築	の位置の制限 物の敷地面 の最低限度	建築物の外壁の面から敷地境界線までの距離の最低限度は,道路境界線にあっては1.2メートル,隣地境界線にあっては0.8メートルとする。ただし,敷地境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある1若しくは2以上の建築物又はその部分が,物置の用途に供し,軒の高さが2.3メートル以下で,かつ,床面積の合計が5平方メートル以内である場合は,この限りでない。  110平方メートル(ただし,二戸建専用住宅については一戸当たり110平方メートル)
	備考			

## 西桂坂地区

四任				
	建築物	地区の	区分の名称	桂坂しらかば地区
		区分	区分の面積	約 5.4~クタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅, 二戸建専用住宅 2 建築基準法施行令第130条の3の各号に定める兼用住宅 3 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 4 巡査派出所, 公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条
				の4に規定する公益上必要な建築物 5 集会所 6 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の 5に定めるものを除く。)
地		建築物の敷地面 積の最低限度		110平方メートル(ただし,二戸建専用住宅については一戸当たり110平方メートル)
区整	等 に	地区の	区分の名称	桂坂あかしあ地区
備	関	区分	区分の面積	約 3.9~クタール
計画	する事項	建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅, 二戸建専用住宅 2 建築基準法施行令第130条の3の各号に定める兼用住宅 3 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 4 巡査派出所, 公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 5 集会所 6 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		壁面の位置の制限		建築物の外壁の面から敷地境界線までの距離の最低限度は,道路境界線にあっては1.2メートル,隣地境界線にあっては0.8メートルとする。ただし,敷地境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある1若しくは2以上の建築物又はその部分が,物置の用途に供し,軒の高さが2.3メートル以下で,かつ,床面積の合計が5平方メートル以内である場合は,この限りでない。
		建築物の敷地面		110平方メートル(ただし,二戸建専用住宅については一戸当たり110平方メー
			最低限度	<u>トル)</u>
	備考			

#### 東桂坂地区

	7,42,7,62						
	建築物等に関する事項	地区の	区分の名称	桂坂もみのき地区			
		区分	区分の面積	約 7.7~クタール			
地区整備計画		_	築物等の 途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 建築基準法施行令第130条の3の各号に定める兼用住宅 3 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 4 巡査派出所, 公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 5 集会所 6 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)			
			物の敷地面 分最低限度	110平方メートル			
	,	備	考				

<sup>「</sup>区域, 地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、桂坂にれのき北地区及び桂坂にれのき南地区において、平成30年6月の住宅宿泊事業法の 施行を踏まえ、建築物等の用途制限について新たに対象用途を追加することにより、用途の混在を防止し、引き 続き、良好な居住環境の形成・誘導を図るものである。

#### 東桂坂地区

	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称 区分の面積	桂坂もみのき地区 約 7.7~クタール
地区整備計画		建等	案物等の 途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 建築基準法施行令第130条の3の各号に定める兼用住宅 3 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 4 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 5 集会所 6 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面 積の最低限度		110平方メートル
	備考			

<sup>「</sup>区域, 地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、西京桂坂地区計画区域において、第6回目の区域区分の見直しに伴う市街化調整区域への編入区域を地区計画区域から除外するものである。